中川　南九訴訟の方に話を戻しますが、判決後、税政連活動に対して、南九州判決からみて問題はないかというような問いかけが増えて、言葉が一人歩きしているように思えることについてはどうですか。

内藤　南九訴訟判決後、税理士会と税政連との関係について多くの会員が過敏になっているように思われます。税政連会員を増やし、組織を充実させるため、税政連が活動成果のPRや見える化に努めるばかりではなく、税理士会と税政連は表裏一体、車の両輪と会員に説明しているわけですから、例えば税理士会の会報を通じる方法が有効と思うのですが、南九訴訟判決の本旨とは関係しないのに、なかなかスムースにはいかないのが現状です。

波多野　もっと有効なのは、税理士会と税政連の会長若しくは執行部の対談を年に1回か2回企画して、お互いに連携してやっていこうという姿を見せることではないかな。

内藤氏

平山　私は、税理士会と税政連は、車の両輪というよりは、四輪駆動であり、税政連は、行動する民間「税調」であるべきだと考えています。税政連は、税理士会が決めたこと以外には絶対に動かないというのでは意味がない。この考え方で日税政の会長を務め、そこまでには至りませんでしたが、大事なことと考えています。

内藤　税理士会の政策の実現活動に加えて独自性を持つとなると、財政、組織の充実などが重要な問題になると思うのですが。

平山　税理士会は主張していることでも、制約があって断念せざるを得ないことがあるじゃないですか。だけど会員が何とかしてほしいと思っていることについては、税政連で一生懸命にやる。そうすれば、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入問題のときのように、会員は税政連の活動の結果であることが分かり、金銭的協力にも繋がると思うのです。

●地方公共団体の外部監査人に税理士が明記

中川　平成9年の地方自治法の改正で、外部監査人の適格者に当初案では入っていなかった税理士が明記されましたが、その経緯についてお伺いしたいと思います。

波多野　私が八王子市長のときです。平成9年に全国市長会の理事となったとき、平成9年1月14日の理事会の席上、平成8年12月の地方制度調査会総会で、監査機能の充実方策についての考え方についてのタタキ台が示され、外部監査制度は弁護士や公認会計士などの外部専門家による監査を義務付ける案が提唱されているとの報告があり、同年3月に、自治省行政局長から、地方自治法改正案骨子の説明がありました。

私は、地方公共団体の大宗は税金であることから、税務の専門家である税理士を外部監査人の適格者に入れないと機能しないと主張しましたが、市長会で税理士は私一人だったこともあり、理解してもらえませんでした。

その後、自治省の松本局長と直談判しました。局長は、「税理士法」を前に置き、「税理士さんには色々ある、資格が難しい」と理由を述べたのに対して私は、外部監査の実効性を担う適任者であることを強く主張したら「法制局と相談してみます」となった。

平成9年5月に改正法が成立し、外部監査人の適格者記載の最後とはなったが、税理士が明記されたのです。その後、「自治懇談会」での席上、松本局長は、私を名指して「税理士導入」を述べられた。

司会・中川氏

平山　波多野さんの動きもあって、当時の日税連会長と東京会会長の私が自治省に出向き、行政局長に税理士を加える要望を行いました。

やはり、弁護士、公認会計士は、全員が試験を受けていることに対し、税理士は同じ試験を受けてないことを理由になかなか要望を聞いてくれなかった。それじゃということで、修正を求めて国会活動を行うと言っても、「それはご自由に」というぐらいだった。

それから、法案修正運動を開始し、自民党で取りまとめをしている議員に陳情にいったが、それまでの付き合いはなく、最初は相手にされなかった。それでも議員の選挙区と自分の出身地が近い縁などで、何とか税理士会、税政連の主張に理解をもらい、取りまとめに尽力してもらって、修正することができたのです。

内藤　現在、我々が都政に対する要望に毎年、自治体の外部監査に税理士の登用を入れていますが、大変な苦労があって法制化できたのですね。

●平成13年税理士法改正　昭和55年の積み残しと規制緩和の波

中川　平成13年の税理士法改正では、税理士法人制度の創設、報酬規定の撤廃などがありました。当時の規制改革の流れが大きく影響したように思いますが、税理士業務の遂行に悪影響が生じないよう腐心したことなどについてお伺いしたいと思います。

平山　先ず、昭和55年の改正で積み残されたものを少しでも前進させようと考え、大学院修了者への試験免除制度の見直し、納税者の代理人としての補佐人制度を大きな項目としました。

日税連は、政府提案で行くことを決めましたから、国税庁との勉強会を行って改正内容をまとめていきましたが、税理士会の思うようにはなかなかいかない。

日税政会長だった私は、弁理士と同様の補佐人制度の実現に向けて奔走しました。議員に陳情しても「司法的な勉強をしてないから、税理士の中には、補佐人制度を望んでいる人はいないという意見が多い」という話が国税庁から流れていて、結局は、弁理士に認められている「尋問」ができなく、本人訴訟の補佐人にもなれない制度となったが、足がかりができたので、これからの改正に繋げてほしいと思っています。

内藤　平成13年の改正では、補助税理士が創設されましたが、国税庁幹部の方に「それは税理士会が望んだことです」と言われ、補佐人制度と同じように税理士会側の足並みの問題もあったのですね。

また、補助税理士制度は、税政連への加入、組織強化に大きな問題をもたらしました。

小野　東京会では、昭和55年の法改正以降、次期税理士法改正に向けた理論構築に努め、支部を通じて会員に周知を図る状況でした。

その中で法人制度については反対でしたが、日税連の会議では議論が進んでいましたので、ならば東京会が望ましいと考える法人制度とはどのような制度か、監査法人のような寡占化にならないなどの歯止めを考えながら検討していたところ、規制緩和の流れがどっときました。

税理士業務は無資格者がやってもいい、損害が生じたら依頼者の責任、つまり自己責任という考え方が示され、自由競争を阻害する制度は限りなくなくそうとする流れです。

規律を守りながら、税理士業務を納税者に提供しようとする考えから、弱肉強食の社会への転換は避けたい、会員の目線で具体的にどう対応していくかに腐心しました。

念頭に置いたのは、第1条の「納税者の信頼にこたえ」とはどういうことなんだろうかという視点で、法人制度にしても、報酬規定、広告規制の撤廃にしても、懸念されることを想定しつつ、規制緩和の流れをどう取り込むかでした。

★広報委員会補記②
地方自治法第252条の28第2項
普通公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行絵求めるため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であって税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を結ぶことができる。

会計事務所と共に歩んで５０年　会計システムの日本ＩＣＳ株式会社
マイナンバー制度の対応も
ＩＣＳにお任せください
ＩＣＳは事務所環境をトータルでサポート
マイナンバー制度導入に伴い、収集した個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するために、適切な安全管理措置が必要です。
ＩＣＳの情報漏えい防止対応
・個人番号を安全に一元管理
・個人番号にアクセスする権限の設定
・外部からの不正アクセス防止
・個人番号へのアクセス履歴保存
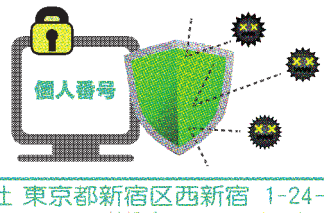

日本ICS株式会社　東京本社　東京都新宿区西新宿　1-24-1
エステック情報ビル14F　03(5909)3838

基本の財務会計はもちろん
建設業、医療業、運送業を始め、学校法人、公益法人、社会福祉法人の処理もおまかせ！
選べる40種類以上の財務・税務ソフト！
会計事務所と共に40数年の長きにわたり培った信頼の財務・税務システムが会計事務所実務を効率化！
ニーズに合わせて業種別会計ソフトや税務ソフト1本から利用できるクラウド・サービス！
いつでも・どこでも会計事務所実務が行える“どこでも会計事務所™”を今すぐ実現！

アイベックスボーイ®
©Japan Digital Laboratory
“どこでも会計事務所™”を今すぐ実現！
会計事務所のためのパブリック・クラウド・サービス
JDL IBEX クラウド組曲™
ローコストですぐに始められる会計事務所実務のための“パブリック・クラウド・サービス”
入会金、年会費などの初期費用不要、バージョンアップ料不要で、運用コストを削減！
会計事務所の実務スタイルに応じて選べる「単体運用」と「サーバー運用」
クラウドで電子申告データを作成し、スムーズな電子申告を実現！
お手持ちのPCやモバイル機器が利用でき、設備投資を抑えて、維持管理を簡素化！
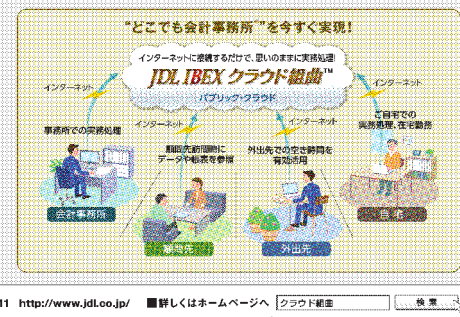

JDL Japan Digital Laboratory
株式会社　日本デジタル研究所 03-5606-3111　http://www.jdl.co.jp/　■詳しくはホームページへ　クラウド組曲　検索
本社第一営業部／Tel.03-5606-7120(代)　池袋営業所／Tel.03-6757-0590(代)　八王子営業所／Tel.042-656-2371(代)
本社第二営業部／Tel.03-5606-7462(代)　渋谷営業所／Tel.03-5778-4260(代)　厚木営業所／Tel.046-221-6400(代)
新宿支店／Tel.03-5322-0466(代)　五反田営業所／Tel.03-3779-6234(代)